

令和5年度

町政執行方針

弟子屈町

令和5年町議会第1回定例会が開催され、令和5年度の各会計予算案をはじめ諸案件を提案し、ご審議をいただくにあたりまして、私の町政執行に臨む基本的な姿勢・方針と、主要な施策の概要を申し述べ、町議会議員の皆さまをはじめ、広く町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

本年は私が町政をお預かりして23年目を迎え、昨年末に6期目の折り返しとなり、節目の年となります。残された任期もさまざまな施策を推進し、更に町政を進めてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、令和4年度からスタートしました第6次弟子屈町総合計画が、2年目を迎えようとしております。第5次総合計画で推進してきた基本的な理念を継承しつつ、引き続き次代の若い世代が暮らしの中で、より「夢」や「希望」を持てるような取り組みを進め、すべての住民の皆さまが、『豊かさ』や『幸せ』を感じられる町を目指し、将来にわたり、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症の発生から3年が過ぎ、いまだ収束の兆しが見えませんが、一部行動制限などが緩和されるなど、外国からの観光客も含め客足が戻りつつありま

す。世界的な物価高騰もあり、厳しい情勢は続いておりますが、この機会を逃すことなく、停滞したまちの経済活動がより活発になるよう取り組みを進めてまいります。

また、基幹産業である農業と観光につきましては、地域全体で守りつつ、より発展、成長するよう関係機関とも連携を図りながら、取り組みを進めてまいります。その中でも、中心市街地再構築や川湯温泉街の再生、アイヌ文化振興などは、持続可能な新たなまちづくりを具現化すべく、最重点事業として進めてまいります。

加えて、再生可能エネルギーなどの活用による新たな産業の循環型経済構築と雇用の場の創出などを推進し、引き続き「てしかがゼロカーボンシティ」の実現を目指してまいります。

これらに合わせて、取り組みを進めるうえでの担い手不足も大きな課題となっています。子どもから高齢者まで全ての世代が安心、安全に生活を送れるよう町民サービスの向上、充実に努め、人口減少対策を継続してまいります。特にこれからの弟子屈町を担う子どもたちには、地域で活躍できる人材として成長していただき、一度まちを離れても、「このまちに戻りたい」「このまちで夢を実現し

たい」と思っていただけのように、まちづくりを進めてまいります。

それでは、令和5年度における施策の基本的な考え方について、第6次総合計画の体系に沿って説明し、執行方針を述べさせていただきます。

まず『環境保全の推進』に関してでございます。

国ではカーボンニュートラル、循環経済、自然再興の同時達成に向けた取り組みを加速化することとしており、本町においても貴重な財産である、自然環境を次代に残すことは大きな役割と考えております。その役割を果たすためにも、「てしかがゼロカーボンシティ宣言」など、地球環境の変動に対する更なる取組強化に向け、環境保全を推進する「まちづくり」を進めてまいります。

特に「脱炭素社会の推進」につきましては、令和4年度に改定を行った、「弟子屈町温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、地球環境の保全とエネルギー自給率の向上を目指してまいります。

また、再生可能エネルギーの活用では、地熱資源開発事

業湯沼アトサヌプリ地区の構造試錐井掘削調査で、令和4年度に実施した2,700m級の井戸の掘削が行われ、340℃を超える有望な熱源が発見されました。引き続き行っている仮噴気試験の結果によって、令和5年度以降、新たな井戸の掘削や発電事業などの方針を検討していくこととしております。

次に『生活環境の充実と向上』に関してでございます。

全国的に多様化する災害に対し、防災対策や強靱化が求められております。「消防力の強化と救急体制の充実」につきましては、統合した弟子屈町消防団員の安全とチームワーク強化のための防火衣更新や、老朽化した水槽付ポンプ自動車の更新を行うことで、更なる強化を図ってまいります。

一方では、全国で組織的な強盗殺人が多発するなど、地域の「防犯対策と交通安全の推進」は不可欠であることから、関係機関と協力し、安心・安全なまちづくりを進めてまいります。

「安心できる消費生活の確保」につきましては、弟子屈消費者協会、弟子屈警察署をはじめとする各関係機関との

情報共有を図り、消費者の安全と安心を確保するため、意識啓発を継続的に行いながら、本町の消費者行政のさらなる推進に取り組んでまいります。

また、「公衆衛生の強化と充実」につきましては、町営公衆浴場「泉の湯」が令和7年度に「(仮称) 中心市街地複合型地域観光交流拠点施設」へ機能移転するまでの間、適切な運営を行うとともに、スムーズに移行できるようしっかりと準備を行います。

人口減少や少子高齢化、遠方居住により、お墓や納骨堂の継承管理が困難な方が増加していることから、複数の人を同じ墓で埋葬する「合葬墓」の令和6年度建設に向けて実施設計に取り組みます。

次に『環境と共生する基盤の整備』に関してでございます。令和4年度は中心市街地再構築事業における複合施設的设计・運営を行う事業者が決定しました。令和5年度は同事業者とともに、まちづくり会社「㈱テシカガタウンラボ」とも連携して、皆さまからご意見をいただきながら基本設計及び実施設計に取り組んでまいります。また、これと併せまして、中心市街地のエリアリノベーションについても街の賑わいを取り戻すために積極的な「市街地整備の

推進」体制を整えてまいります。

「道路の利便性の向上」につきましては、住民の生活環境の充実を図るため、適切な除排雪に務めるとともに、弟子屈原野9線及び奥春別西10号三笠線における防雪柵新設工事を継続してまいります。舗装補修工事では川湯朝霧橋線について新たに着手いたします。

また、各橋梁施設につきましても、「橋梁長寿命化計画」に基づき、下仁多橋の改修継続と、新たに緑2号橋及び盛雲橋の改修に着手いたします。また、既存橋梁の点検や修繕を計画的に進め、地域の道路網の安全性と信頼性の確保に努めてまいります。

次に「住宅環境の充実」につきましては「住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画」に基づき、高齢者や子どもたち、身体に障がいのある方などが安心して暮らせる居住空間を目指し、町営住宅の建替え事業を行っているところであります。令和5年度は新たに緑団地1棟4戸、古丹団地1棟2戸の建設に着手いたします。

民間住宅の新築・リフォーム支援につきましては、住宅建設促進事業及び民間賃貸住宅の建設・リフォームなどに対する支援を継続して実施してまいります。

また、活用できる空き家についても調査を実施し、空き家バンクなどで活用の推進を図ってまいります。

「上水道と温泉の保全」につきましては、上水道事業、農業用水道について、引き続き管路の耐震化、管路の整備などを進め、町民の皆さまへより安心・安全な水道水の供給に努めてまいります。

温泉事業につきましては、令和4年度に調査設計を実施した弟子屈小学校への温泉暖房導入を進め、温泉熱の活用を推進してまいります。

各泉源では、揚湯管エア一管の入替や送湯ポンプの更新などを実施し、温泉利用者への安定した給湯運営に努めてまいります。

次に「下水道事業の推進」につきましては、耐用年数を経過し老朽化した弟子屈浄化センター及び汚水中継ポンプ所の機械電気設備の更新事業を実施し、安定した汚水処理を進めてまいります。

下水道計画区域を除く地域では、合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成する事業制度を継続し、生活排水対策の一層の推進を図り、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めてまいります。

下水道事業特別会計につきましては、総務省から地方公営企業法の適用を求められており、令和6年4月1日からの企業会計化を目指して取り組みを進めてまいります。

「公共交通の維持」につきましては、生活交通としての公共交通の維持や、利用促進を図るために「弟子屈町地域公共交通計画」を策定し、鉄道やハイヤーなどとの連携による利用促進の検討や、観光周遊交通としての交通体系確立と公共交通との連携による利活用を図ってまいります。

また、定期路線バスでは屈斜路線がコタン地域に新たに停留所を設置して、運行距離を延長して運行を開始しております。

次に『基幹産業の更なる強化』に関してでございます。

基幹産業である農業につきましては、草地整備を目的とした道営草地畜産基盤整備事業の新規地区が、令和3年度から着手されており、令和5年度も引き続き、飼料自給率の向上や品質確保のため圃場整備を行ってまいります。国営総合農地防災事業につきましては、圃場の機能回復のため2ヶ所の幹線明渠改修の実施にあたり、令和3年度から生態調査や土壌調査などの地区調査が実施され、令和6年度からの事業着手が予定されております。

「農業生産基盤の強化」につきましては、農産物の生産性向上を推進するため、馬鈴薯の病害虫対策や、蕎麦や小麦の品質・生産性向上を図る畑作生産基盤強化事業や持続的畑作生産体系確立緊急支援事業を進めてまいります。

また、酪農の生産性・収益力強化を目的に、和牛・乳牛の多種経営を推進することで、生産基盤の強化を図ってまいります。

新規就農希望者に対しては、町・JA摩周湖などで構成される弟子屈町農業担い手育成センターにおいて、就農に向けた研修から就農後の経営指導に至るまで、ソフト・ハード一貫したサポートを実施し、急務とされている担い手の確保を図ってまいります。

「農業経営力の強化」につきましては、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響を受け、酪農においては、生乳生産抑制や肥料・飼料・燃料の高騰、牛の個体価格の下落により非常に逼迫した経営状況が続く見込みであります。令和5年度は更なる不安定な経営状態が続く見込みであります。また畑作においては、令和4年度秋からの肥料高騰の影響が大きく、酪農同様に逼迫した経営状況が続く見込みであります。今後は、国・北海道の緊急対策支援事業を十分活用

するとともに、関係機関と連携を図りながら、この苦しい状況を乗り切るための支援を実施してまいります。

同時に、農業者の労働環境改善に伴う労働力不足や休暇の補完のため、畑作パートバンクや酪農ヘルパー利用組合への支援を継続するとともに、労働時間の短縮や作業効率の向上を図るため、新たにスマート農業の導入に対しても国の事業を活用しながら支援してまいります。

また、摩周メロン・摩周そば・摩周和牛などの特産品につきましては、更なる安定生産やブランド力強化のため、流通対策や戦略的PRを実施してまいります。弟子屈ワイン・チーズにつきましては、令和5年度にワイナリーの建設や、既存施設を活用したチーズ工場の改修整備を実施し、弟子屈町特産品の創出を進めてまいります。

「森林の保全と適切な利活用の推進」につきましては、国や道の補助を有効に活用し、間伐・植栽を適切に実施し、町有林及び民有林の保全に努めるとともに、森林環境譲与税による、道産木材の有効活用を計画的に推進してまいります。

次に、本町のもうひとつの基幹産業である観光についてでございます。

「観光まちづくりの推進」につきましては、観光地域づくり法人（DMO）である摩周湖観光協会を中心に、昨年度策定した観光振興計画の着実な実行と、地域が稼ぐしくみ作り、ブランディング、マーケティングなどを行うための支援を行ってまいります。

また、政府は新型コロナウイルス感染症法上の位置づけをゴールデンウィーク明けに「5類」へ移行すると決定していることから、今後、増加が見込まれる外国人観光客や、9月に開催される「アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道大会」を含めた誘客対策に取り組んでまいります。

「国立公園満喫プロジェクト」につきましては、環境省、町、金融機関など7者で締結した「観光資源磨き上げ連携協定」や、地域の多様な関係者と連携しながら、引き続き川湯温泉街の廃屋の解体など、温泉街の景観整備や再整備計画の策定、観光地磨き上げ、ひがし北海道を縦断するロングトレイルなどのアクティビティの充実などに取り組んでまいります。

次に『雇用を支える産業力の向上』に関してでございます。

水産業につきましては、「水産資源の保全に向けた取組の推進」を図るため、屈斜路湖の資源保護や産業の確立を進めてまいります。

「人手不足の解消と企業・事業所の誘致」につきましては、全国的な人手不足や、企業の衰退は更なる人口減少につながる恐れもあることから、3年目となる釧路北部雇用創造協議会を中心に、新たな雇用創造に向け、企業向けの講習会や新規雇用希望者とのマッチングなどに取り組んでまいります。

企業誘致につきましては、企業振興促進条例に基づき、新たな事業所や宿泊施設の誘致に努めてまいります。

続いて『健康づくりの推進と医療の充実』に関してでございます。

「健康づくりの推進」につきましては、町の健康増進・食育推進計画である「元気でしかが 21」を基本に、特定健診や各種がん検診の受診率向上に取り組んでまいります。特定健診につきましては、川湯地区でも個別健診が受診できるよう、「医療法人共生会川湯の森病院」に会場としてご協力いただき、受診機会を拡充し受診率の向上に努めてまいります。

また、糖尿病性腎症重症化予防対策の一環として若年世代の健診受診の定着化に向け、これまで同様30歳代の特定健診実施や満40歳の特定健診無料クーポン券を交付し、生活習慣病を早期に発見、重症化させない取り組みを進めてまいります。

一方、予防接種においては、乳幼児の定期接種をはじめ、令和4年度から開始した生後1歳から5歳までの乳幼児を対象とした「おたふくかぜ」予防接種費用の一部助成、風しん抗体価検査や高齢者肺炎球菌ワクチンなどの助成、各予防接種の勧奨を継続し、乳幼児から高齢者までの健康保持に努めてまいります。

また、当町の重点課題である自殺対策につきましては、「いのち支える弟子屈町自殺対策計画」に基づき、より実効性の高い対策を講じてまいります。

「安心できる医療環境の推進」につきましては、今後においても地域医療を守るため、新型コロナウイルスワクチン接種事業でも既に実証されましたが、私たちが地域に中核病院があることの重要性や利便性を再認識するとともに、国に対しては地域の実情や課題を明確にし、各種支援を要請してまいります。

また、北海道が策定する「地域医療構想」を見据えながら、よりよい医療の確保を図っていくため、その中核となる摩周厚生病院への支援を継続実施するとともに、本町の実情にあった病床機能の見直しについても厚生連と協議してまいります。

令和5年度には、常勤医師も昨年に続き1名増の4名体制に拡充されることから、特に老朽化した設備や医療機器の更新などにつきましても、継続した支援を実施してまいります。

「感染症対策の強化」につきましては、令和3年度4月から2か年にわたり新型コロナウイルスワクチン接種を実施し、延べ2万4千人の方が接種を終えています。

また、5月の新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの「2類」から「5類」への引き下げにともない、今後の感染対策も大きく変わろうとしています。引き続き感染状況を注視しながら、新たな脅威に備え、対策に万全を期すとともに町民の健康保全に努めてまいります。

次に『子育て・福祉環境の充実』に関してでございます。

まず「豊かに暮らせる福祉の充実」につきましては、地域全体で支え合いながら暮らすことができるよう、各種団

体や地域住民とともに、支え合い体制の充実と人材の確保、育成に努め、円滑に福祉サービスが提供できる環境づくりに取り組んでまいります。

また、生活困窮者やひとり暮らしの高齢者などが、自立し安定した生活が送れるよう支援してまいります。

老朽化している屈斜路古丹生活館やコタン共同浴場につきましては、アイヌの皆さまを中心に意見交換をしながら、国のアイヌ政策推進交付金を活用し、地域に暮らす皆さまとともに、必要な施設整備などの実施設計に取り組んでまいります。

「子育て支援の充実」につきましては、令和2年度に策定した「子ども子育て支援事業計画」を基本とし、次代を担う子どもたちが、健やかに育つよう、国が進める出産・子育て施策とともに、支援体制を充実させ、「産前、産後ケア事業」と「産前、産後サポート事業」を継続し、こうした不安の解消を図るための伴走型相談支援を強化してまいります。

「子育て環境の充実」につきましては、子どもたちが持つ自ら成長しようとする力である「子育て」をサポートするという視点から、保護者の経済的負担の軽減策として、

「赤ちゃんすくすく応援券交付事業」や「医療費実質無料化」、「保育料及び副食費の完全無償化」など、子育て世代に対し町民が一体となった「子育て」支援を継続してまいります。

川湯保育園につきましては、令和5年度から園舎改築工事に着手し、「楽しく夢のある」保育園として令和6年4月の開園に向け取り組んでまいります。

一方、認定こども園ましゅうにつきましては、当町の拠点施設として保護者が安心して利用できるよう、施設運営などを支援してまいります。

また、こども食堂など「子どもの居場所づくり推進事業」への支援の継続とともに、子育て支援センターにおいては、保健師と保育士が連携した中で、転入直後の環境変化などによる孤立や不安を抱える世帯への訪問などを活発化し、「ママ友の輪を広げる」取り組みを進めることで、育児不安のリスクを解消してまいります。

放課後児童クラブにつきましては、児童が事故なく安全に利用できるよう、支援員の見守り技術の向上に努めてまいります。

児童虐待事案などにつきましては、関係機関との連携を

密にし、痛ましい事案が発生しないよう未然防止に努めてまいります。

次に「安心して暮らせる高齢者福祉の充実」につきましては、高齢化率40%を超えている状況ではありますが、高齢者の生活全般にわたり、包括的で継続的な支援を行う地域包括ケアシステムを推進し、高齢者への総合相談支援体制の充実を図るとともに、住み慣れた地域で暮らせる支援を行います。特に高齢者が、緊急時でも安全に安心して生活できるよう、地域住民による安全・安心対策活動への支援体制の充実に努めてまいります。

「社会参加を進める障がい者（児）福祉の充実」につきましては、「第6期障がい福祉計画」などに掲げた各種施策の実現を図るため、障がい者（児）の情報把握・共有を行いながら、福祉用具の給付や相談支援などの各種サービスを継続し、障がいのある方が地域で自立し安心して暮らせるよう、社会参加支援と相談支援体制の充実に努めてまいります。

また、全国的にいわゆる気になる幼児・児童が増加しており、本町でもその傾向が見られます。「こども発達支援センター」では、利用児に対する手厚い療育支援を行い、

支援につながっていない児に対しては、早期の支援につながるよう町内教育機関・関係機関と情報共有するとともに、成長発達につながるフォローアップを行ってまいります。

「介護支援の充実」につきましては、要支援認定者などが、生きがいや自己実現を図ることができるよう、自立した日常生活の支援に努めるとともに、地域における介護予防に関する知識や情報の提供、啓発活動を行ってまいります。また、介護予防サークルへの支援を継続するとともに、各サポーターやボランティアを育成してまいります。寝たきりを作らない・要介護者に移行しないよう、適切な介護予防サービスの提供に努めてまいります。

次に『学び環境の充実』に関してでございます。

将来を担う子どもたちが、変化の激しい現代社会を生き抜いていくために、学校教育の重要性は、益々高まっております。令和5年度においても、「生きる力を育む学校教育の充実」を図り、「知・徳・体のバランスのとれた力」を身に付けるための学習活動を推進してまいります。

また、令和5年度に地域連携校となる弟子屈高等学校は、「弟子屈高校の教育を支える会」が中心となって、地域で学校運営を支えるコミュニティ・スクールが導入されます。

これまで培ってきた行政と小中高との連携とともに、経済団体、地域団体などとも幅広くつながりを深めてまいります。

「学校教育環境の充実」につきましては、小中学校では、1人1台のタブレット学習が定着し、日ごろの授業だけでなく、校外活動でも日常的に使われるようになりました。コロナ禍においてもしっかりと学びを保障し、新しい知識・情報・技術を学ぶ環境を充実させ、デジタル化時代に対応した教育環境の整備に努めてまいります。

また、教職員住宅に関しましては、本町に赴任する教職員が快適な生活を送れるよう、水回りを中心に計画的な改修を実施してまいります。

更には、小中学校で実施してきた学校給食の無償提供を、弟子屈高校へも広げ、保護者の負担軽減を図るとともに、進学しやすい環境づくりに努めてまいります。

次に『生涯学習の推進と文化の継承』に関してでございます。

「生涯学習のまちづくり」につきましては、町民がそれぞれのライフステージに合った学習活動を通して、人とつながり、地域の課題に一体となって取り組もうとする機運

が町の活性化につながることから、多様なニーズに対応する幅広い学習機会を提供し、生涯学習の推進を図ってまいります。アイヌ文化の更なる普及伝承を目指し、北海道大学と連携した「屈斜路コタンアイヌ文化アーカイブ事業」を推進するなど、「屈斜路コタン地区アイヌ文化等拠点整備事業」を進めてまいります。また、中心市街地再構築事業における図書館やプールなどの社会教育施設につきましても、より良い施設となるよう関係する皆さまとともに検討を進めてまいります。

次に『協働の推進』に関してでございます。

これからのまちづくりには、住民と行政のお互いが協力して助け合う「協働」の理念が不可欠であります。地域の発展は人づくりからという理念のもと、団体・個人へ支援し、多種多様な才能を持った地域の人材を積極的に活用するとともに、その成果を発展させ、地元愛の醸成につながる人材の育成に努めてまいります。

そして地域の「ネットワークづくりの推進」の担い手として必要不可欠な「地域おこし協力隊」につきましても、地域づくりに必要とする人材を募集し、定住までを見据えた活動支援を継続してまいります。

「全ての住民が活躍できる社会の推進」につきましては、男女平等参画社会を推進し、更には、年齢や性別、人種・宗教・趣味趣向などさまざまな属性の人たちが活躍できるまちづくりを進めてまいります。

次に『交流の推進』に関してでございます。

地域の交流にあたっては、自治会が行う各種活動や地域コミュニティ施設の活用を支援し、住民が主役のまちづくりの実現に向け、「互いに支え合うコミュニティの充実」を図ってまいります。

また、自治会の果たす役割は非常に大きいことから、加入率向上に努めていくとともに、地域住民が中心となり課題解決していく体制づくりを推進してまいります。

「地域間交流の推進と国際化対応」につきましては、地域経済の活性化のため、地域間の交流や国際化などのさまざまな交流を進めております。令和5年度は、鹿児島県日置市との姉妹都市交流盟約40周年を迎えることから、日置市で記念式典の開催や両自治体での物産展開催、盟約40周年記念事業を実施するなど、相互交流の推進を図ってまいります。

また、人口減少対策では、地域おこし協力隊の移住対策

支援員による移住専用の町公式LINEの立ち上げや、完全オーダーメイドの移住体験プログラムやワーキングホリデーなどの新たな取り組みを進めるとともに、当町と関りをもつ関係人口として、観光客、ふるさと納税者、SNSの登録者などの件数を増加させるべく、移住につながるよう当町の魅力を情報発信してまいります。

また、「人権と平和を守る取組の推進」のため、人権相談窓口の開設、子どもたちへの人権教室などを開催し、人権意識の啓発を行い、北方領土返還運動や戦没者慰霊事業を通し平和への取り組みを進めてまいります。

次に、『安定した行財政の運営』に関してでございます。

まずは、「信頼される行政組織づくり」を行うため、住民のニーズに応え、且つ利便性向上のため、各種研修や人事評価制度を充実させるとともに、職員間の連携を密にし、それぞれの能力、資質の向上、人のつながりの構築など、組織及び個人の育成に取り組んでまいります。

次に「健全な財政運営の推進」につきましては、財源の確保のため、町税につきましては、適切な課税に加え、キャッシュレスを基本とする新たな決済方法の導入など、税を納めやすい環境づくりに取り組むとともに、効果的な滞

納整理による公平な税負担の実現と貴重な自主財源である
税収の確保に努めております。

令和4年度においても、45億円を超える多額の寄附と
なりました「ふるさと納税」につきましては、より一層の
返礼品の充実と、全国から当町を応援したいという思いに
応えられるよう、ご寄附いただいた方に満足していただい
ける使途と情報提供に努めてまいります。

「自治体間連携の推進」につきましては、行政運営の効
率性や、住民の利便性の観点から必要な事務事業などにつ
いて、近隣市町村との連携を図り、共同化を進めてまいり
ます。

「住民に役立つ広報・広聴の推進」では、情報発信の中心
となっている広報紙とホームページを更に充実させるため、
広報活動につきましては、モニター制度を継続し、住民の
皆さまの意見を反映させてまいります。

また、町公式ユーチューブチャンネルは、道内自治体で
も上位に入るチャンネル登録件数となっており、今後も町
民にとって有益な情報発信を行ってまいります。

また、全国的に「マイナンバーカード」の普及が進み、
マイナンバーカードを基にしたデジタル化が推進されて

おります。住民の皆さまの利便性向上に資するべく、行政手続きのオンライン化、証明書のコンビニ交付などを進めているところではありますが、更なる行政組織の効率化を図り、利用者の目線に立った住民サービスを着実に分かりやすい形で提供するため、積極的に「デジタル・ガバメントの推進」に取り組んでまいります。

次に令和5年度予算について申し上げます。一般会計予算は総額147億5千5百万円で、前年度比4.6%の6億4千6百万円の増額となり、国民健康保険特別会計などの6つの特別会計の合計額は、29億4千196万円で、前年度比6.9%の1億8千9百36万8千円の増額となっております。

第6次総合計画の基本理念である「全ての住民が、暮らしに満足を感じ、次代に夢を託せるまちづくり」を念頭に、未来を見据えた効果的・効率的な施策実施を最重点として、厳しい財政状況であっても、町民の皆さまに対し、目配りの効いた財政運営を行ってまいります。

以上、町政運営に臨む基本的な方針と主要な施策の概要を申し述べました。

今後も、さまざまな課題に対応するため、先に述べまし

た施策を着実に実施することで、第6次弟子屈町総合計画の将来像、『「水」と「森」を守り、「人」が共に輝く、誇りと活力あふれる 夢づくりのまち 弟子屈』を実現するため、将来にわたり持続可能なまちづくりを全力で進めてまいりたいと考えております。

町議会の皆さま並びに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます、町政執行方針といたします。